

○観光庁告示第四号
 通訳案内士法施行規則（昭和二十四年運輸省令第二十七号）第三条第三号の規定に基づき、通訳案内士法施行規則第三条第三号の規定に基づき観光庁長官が定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年四月七日
 観光庁長官 稭川 直也

通訳案内士法施行規則第三条第三号の規定に基づき観光庁長官が定める告示の一部を改正する告示

通訳案内士法施行規則第三条第三号の規定に基づき観光庁長官が定める告示（平成十八年国土交通省告示第三百六十一号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>通訳案内士法施行規則（昭和二十四年運輸省令第二十七号）第三条第三号の観光庁長官が定める者は、次の各号に掲げる科目について、それぞれ当該各号に定める者とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 外国語（スペイン語に限る。） 次に掲げる者</p> <p>イ 公益財団法人日本スペイン協会が実施するスペイン語技能検定の一級に合格した者</p> <p>ロ（略）</p> <p>四（略）</p> <p>五 外国語（中国語に限る。） 次に掲げる者</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 教育部中外語言交流合作中心が制作する中文水平考試について六級百八十点以上又は高等試験について九級以上の資格を有する者</p> <p>ハ 国家中国語能力試験推進委員会が制作する華語文能力測驗（TOCFL）のLevel6精通級（C2）に合格した者</p> <p>六 外国語（イタリア語に限る。） 特定非営利活動法人イタリア語検定協会が実施する実用イタリア語検定の一級に合格した者</p> <p>七（略）</p> <p>八 日本歴史 次に掲げる者</p> <p>イ（略）</p>	<p>通訳案内士法施行規則（昭和二十四年運輸省令第二十七号）第三条第三号の観光庁長官が定める者は、次の各号に掲げる科目について、それぞれ当該各号に定める者とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 外国語（スペイン語に限る。） 次に掲げる者</p> <p>イ 公益財団法人日本スペイン協会が実施するスペイン語技能検定試験の一級に合格した者</p> <p>ロ（略）</p> <p>四（略）</p> <p>五 外国語（中国語に限る。） 次に掲げる者</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 中華人民共和国教育部孔子学院总部／国家汉办が制作する漢語水平考試について六級百八十点以上又は高等試験について九級以上の資格を有する者</p> <p>ハ 国家中国語能力試験推進委員会が実施する華語文能力測驗（TOCFL）のLevel6精通級（C2）に合格した者</p> <p>六 外国語（イタリア語に限る。） 特定非営利活動法人国際市民交流のためのイタリア語検定協会が実施する実用イタリア語検定試験の一級に合格した者</p> <p>七（略）</p> <p>八 日本歴史 次に掲げる者</p> <p>イ（略）</p>

ロ 独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第六十六号）第十三条第一項第一号の試験の日本史B又は旧日本史Bについて六十点以上を得た者（当該得点を得た試験の行われた日の属する年度又は当該年度の末日から起算して五年以内に実施される全国通訳案内士試験を受ける者に限る。）

九 産業、経済、政治及び文化に関する一般常識 独立行政法人大学入試センター法第十三条第一項第一号の試験の現代社会又は旧現代社会について八十点以上を得た者（当該得点を得た試験の行われた日の属する年度又は当該年度の末日から起算して五年以内に実施される全国通訳案内士試験を受ける者に限る。）

ロ 独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第六十六号）第十三条第一項第一号の試験の日本史Bについて六十点以上を得た者（当該得点を得た試験の行われた日の属する年度又は当該年度の末日から起算して五年以内に実施される全国通訳案内士試験を受ける者に限る。）

九 産業、経済、政治及び文化に関する一般常識 独立行政法人大学入試センター法第十三条第一項第一号の試験の現代社会について八十点以上を得た者（当該得点を得た試験の行われた日の属する年度又は当該年度の末日から起算して五年以内に実施される全国通訳案内士試験を受ける者に限る。）

附則
 この告示は、公布の日から施行する。